

社説

鐵道の公私

今の法律上に於て私設鐵道の許否は政府の權力に在る。可否審査を以て事の實際に於ては恰も多數決に決するの姿なるが如し彼の鐵道會議の如きは本來鐵道の事に関する如く政府の諮詢に應じて其成を仰ぐもの。如し又鐵道設法は政府をして必要な鐵道を完成せしむるの目的にして豫定線路まで明に指定しあるに拘はらず其線路の變更増減は帝國議會の議權に存するが故に實際には議會の意向に由て折りへは勝手に變更の沙汰もなきは非ず要するに鐵道の許否が多數決の實を呈したるは疑ひなし事實にして既に多數決とわれば其間に運動して多數を動かし得たるものは自から勝手を制するの利益明白なれば種々の運動流行して一種の勢力を逞し私設の利益の爲めに本來の方針を妨げられて政府に於ては本線の利害上より其聯接を欲せざりしかども關西にては參宮鐵道など通じて大に運動を試み遂に政府を開口せしめて目的を達したりと云ふ又中央線の神奈川八王子間線路の始末の如きは如何と云ふに延長して東海道の官線に聯接せしめんとしたりと折、鐵道發達の目的を達する能はざるの事情なきに非ず其一二の例を記せば先頃關西鐵道が線路を名古屋に延長して東海道の官線に聯接せしめんとしたりと折、鐵道設法は政府をして必要な鐵道を完成せしむるの目的にして豫定線路まで明に指定しあるに拘はらず其線路の變更増減は帝國議會の議權に存するが故に實際には議會の意向に由て折りへは勝手に變更の沙汰もなきは非ず要するに鐵道の許否が多數決の實を呈したるは疑ひなし事實にして既に多數決とわれば其間に運動して多數を動かし得たるものは自から勝手を制するの利益明白なれば種々の運動流行して一種の勢力を逞し私設の利益の爲めに本來の方針を妨げられて政府に於ては本線の利害上より其聯接を欲せざりしかども關西にては參宮鐵道など通じて大に運動を試み遂に政府を開口せしめて目的を達したりと云ふ又中央線の神奈川八王子間線路の始末の如きは如何と云ふに延長して東海道の官線に聯接せしめんとしたりと折、鐵道設法は政府をして必要な鐵道を完成せしむるの目的にして豫定線路まで明に指定しあるに拘はらず其線路の變更増減は帝國議會の議權に存するが故に

實際には議會の意向に由て折りへは勝手に變更の沙汰もなきは非ず要するに鐵道の許否が多數決の實を呈したるは疑ひなし事實にして既に多數決とわれば其間に運動して多數を動かし得たるものは自から勝手を制するの利益明白なれば種々の運動流行して一種の勢力を逞し私設の利益の爲めに本來の方針を妨げられて政府に於ては本線の利害上より其聯接を欲せざりしかども關西にては參宮鐵道など通じて大に運動を試み遂に政府を開口せしめて目的を達したりと云ふ又中央線の神奈川八王子間線路の始末の如きは如何と云ふに延長して東海道の官線に聯接せしめんとしたりと折、鐵道設法は政府をして必要な鐵道を完成せしむるの目的にして豫定線路まで明に指定しあるに拘はらず其線路の變更増減は帝國議會の議權に存するが故に

實際には議會の意向に由て折りへは勝手に變更の沙汰もなきは非ず要するに鐵道の許否が多數決の實を呈したるは疑ひなし事實にして既に多數決とわれば其間に運動して多數を動かし得たるものは自から勝手を制するの利益明白なれば種々の運動流行して一種の勢力を逞し私設の利益の爲めに本來の方針を妨げられて政府に於ては本線の利害上より其聯接を欲せざりしかども關西にては參宮鐵道など通じて大に運動を試み遂に政府を開口せしめて目的を達したりと云ふ又中央線の神奈川八王子間線路の始末の如きは如何と云ふに延長して東海道の官線に聯接せしめんとしたりと折、鐵道設法は政府をして必要な鐵道を完成せしむるの目的にして豫定線路まで明に指定しあるに拘はらず其線路の變更増減は帝國議會の議權に存するが故に

○紅頭嶼外二島の探検

(承印)

民政局員等は夫より鷦民に就て聞きもし父親しく實檢

を遂げしが素より短時日の事と精確の調査には非ざれども其概要を擧ぐれば左の如し

地勢 同嶼は周囲僅に約四里に過ぎざる一小嶼にして

約二百四五十米突の二山突起し北に在る阿肩山、南

に在る筆架尖山と稱す全嶼の下層は珊瑚礁にして上

層は火山岩より成り東北の一角は断崖絶壁なれども西

の外、神戸京都邊より漁々來往したる人も少なからざりしが其姓名を擧ぐれば左の如し

中上川彦次郎 著吹英二 高橋義雄 波多野承五郎

森下景輔 石井安之助 小野左次郎 上野勤助

熊谷辰太郎 中嶋又吉 村田櫻次

弘瀬伊佐馬 渡邊寅蔵 佐野時芳

金澤仙四郎 金澤仙四郎 佐野時芳

門野謙八郎 麻生義一郎 倉田景蔵 飯沼計之助

田崎久太郎 物集玄蕃 二三 門田正經

高木利太郎 伊藤陸一郎 物集玄蕃 佐々木男太郎

船尾栄太郎 佐藤政次郎 石澤金世 佐野時芳

高吉元次郎 加賀山富蔵 佐野時芳

草間時福 前小庄 岩田正太郎

木下立安 川上英吉

○大阪の慶應義塾同窓會

(未完)

在大阪の慶應義塾出身者は毎年春秋兩期に同窓會を開

き來りたるが此程來東京より中上川彦次郎、著吹英二、

高橋義雄、波多野承五郎、森下岩橋の諸氏は夫々所用と

帶び來阪したるを以て諸氏の臨席と詰ひ十四日午後五

時より堺卯樓に於て春季同窓會を催せり當日は在阪者

せしかば指揮官より命令ありて十時より次第に乘船し

午後二時同嶼の中寮舎を出帆して紅頭嶼に向ひぬ

考にては到底企及べ可らざる必要の線路をます

人に過ぎず即ち其私利なるものは眞實何百何千人の私

利なるに反し官設鐵道は國庫の金を以て經營する其金

は取りも直さず全國民の負擔する所にして其損得は四

千萬人の利害に係るのみをあれば吾々四千萬人の

支なきも政府は自から政府の所領を執り果して公益の

目的を有するのみとなれば其營業たる公明正大誰れ

達せし私設の利益の爲めに屈せらるゝが如き

は断じて許さる所なり左れば其株主の代表者たる政

府に於ては確と意見を定めて公利の目的を明にし鐵道

會議に諮詢し又は帝國議會の協賛を求むるは固より差

違せんみど四千萬の株主と代表する政府たるものゝ本

憲議に諮詢し又は帝國議會の協賛を求むるは固より差

違せんみど四千萬の株主と代表する政府たるものゝ本

憲議に諮詢し又は帝國議會の協賛を求むるは固より差